

## 「大阪府土壌・地下水汚染対策検討委員会」設置要綱

### （設置目的）

第1条 大阪府域の土壌環境及び地下水質を保全し、汚染対策の推進を図ることを目的とし、大阪府土壌・地下水汚染対策検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 原因究明に関すること
- (2) 浄化対策に関すること
- (3) 事後監視に関すること
- (4) その他土壌・地下水汚染対策のために必要なこと

### （組 織）

第3条 検討委員会の委員は、別表1に掲げる者で構成する。

2 検討委員会に委員長を置き、別表1に掲げるものの互選により選任する。

### （会 議）

第4条 検討委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

2 委員長は、必要に応じて、別表1に掲げる以外の者の検討委員会への出席を求めることができる。

### （庶 務）

第5条 検討委員会の庶務は、大阪府環境農林水産部環境指導室環境保全課において処理する。

### （その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

### 附 則

この要綱は、平成11年7月2日から運用する。

### 附 則

この要綱は、平成13年8月8日から運用する。

### 附 則

この要綱は、平成15年2月25日から運用する。

### 附 則

この要綱は、平成17年1月11日から運用する。

別表 1

阿部	信晴	大阪大学大学院工学研究科助教授
平田	健正	和歌山大学システム工学部教授
藤田	正憲	大阪大学大学院工学研究科教授
益田	晴恵	大阪市立大学大学院理学研究科助教授
村岡	浩爾	大阪産業大学人間環境学部教授